

政策法務の概要

検証シート補足資料

政策法務とは

法制度を活用し、地域課題の解決や政策の推進を図る取組みをいいます。



政策法務の目的

(政策法務)

第28条 市長等は、地域の実情にあった質の高い行政を行うために、職員の法務に関する能力を高めるなど、法務の体制を充実しなければならない。

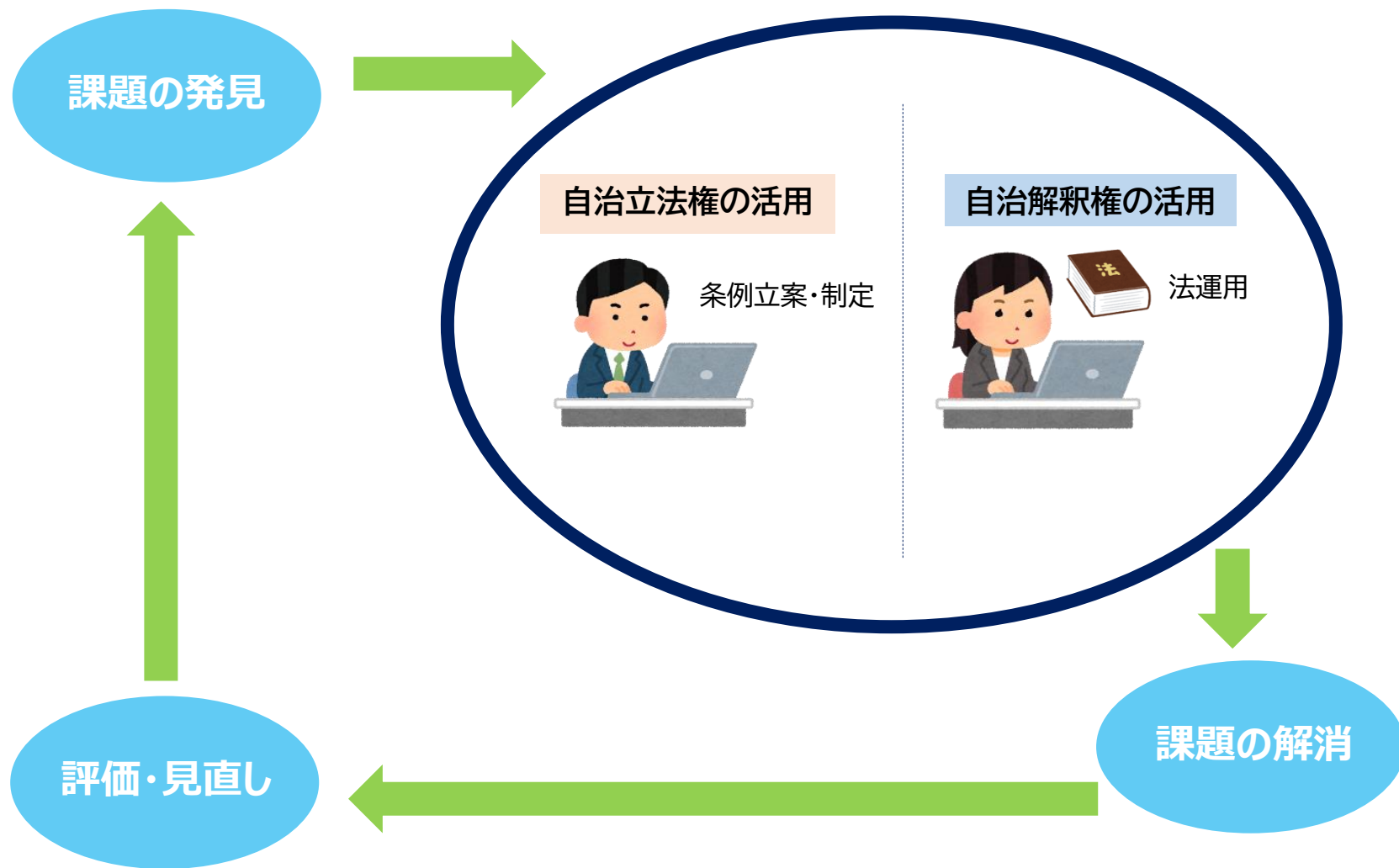
2 市長等は、積極的に政策づくりを推進するため、自治立法権等を有効に活用していかなければならない。

地域の実情にあった質の高い行政を行うためには、

自治立法権（自治体独自の法である条例をつくること）、

自治解釈権（自治体自らの責任で適正かつ積極的、自主的に法を解釈・運用すること）
を上手く活用する必要があります。

全体イメージ



検証(1) 社会情勢に適合しているか

地方分権改革の進展

▼
自治体の事務は大きく広がる

▼
政策法務の役割も大きくなっている

▼
社会情勢の変化に対して的確に対応できるよう、
市の方針や取組みを制度化（条例化）しています。

地方分権改革とは

国と地方の役割分担を見直すことで、個性を活かし自立した地方をつくる改革です。

【一例】

コロナの感染拡大を受け、感染症の患者等に対する
差別を禁止することなどを条例化

検証(2) 本市にふさわしいか

明石市では、**目指すべきまちの姿（SDGs 未来安心都市・明石）**に向け、地域の実情を踏まえた条例づくりに取り組んでいます。



【近年に市が独自に制定した条例】

誰にもやさしいまちづくりの実現

全国初

- 明石市認知症あんしんまちづくり条例 認知症の方を支える社会の実現
- すべての人が自分らしく生きられるインクルーシブなまちづくり条例 個性が尊重される社会の実現
- あかしジェンダー平等の推進に関する条例 ジェンダー平等社会の実現

こどもを核としたまちづくりの実現

全国初

- 明石市こども医療費の助成に関する条例 医療費無償化を高校生世代まで拡大
- 明石市こどもの養育費に関する条例 こどもの養育費確保の支援

誰一人取り残さないための支援

全国初

- 明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例 罪に問われた者の円滑な社会復帰支援
- 明石市新型コロナウイルス感染症の患者等に対する支援及び差別禁止に関する条例 コロナ患者への差別禁止・コロナ対策
- 明石市旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例 法の被害者の尊厳回復支援
- 明石市犯罪被害者等の権利及び支援に関する条例 犯罪被害者への60万円給付等の経済支援

検証(3)市政運営の基本原則に適合しているか

① 参画と協働に基づくこと

政策条例の立案に当たっては、パブリックコメントのほか、審議会の設置や意見交換会の開催など、それぞれの条例に見合った市民参画手続を行っています。

あかしジェンダー平等の推進に
関する条例（R5.4.1制定）

学識経験者や経済・教育関係者、障害当事者などを委員とした明石市ジェンダー平等の実現に関する検討会を設置し、合計4回の審議により条例制定を含む施策推進に向けた取組みを検討しました。

明石市犯罪被害者等の権利及び支援に
関する条例（R5.4.1改正）

有識者や犯罪被害者の当事者との意見交換会を複数回行いました。

検証(3) 市政運営の基本原則に適合しているか

② 公正で透明であること

公正性の確保

弁護士職員が担当課の事務をサポート

法律相談や相手方へ
送付する文書のチェックなど

【一例】

市営住宅の家賃滞納者には、担当課と弁護士職員が連携しながら対応し、訴訟ケースは弁護士職員が裁判手続を担当しています。
結果、6か月以上の長期滞納案件は激減し、入居者同士の公平性を確保。

【市営住宅の家賃長期滞納案件の数（件）】 ※H24より弁護士職員と連携

H21	H22	H23		R3	R4	R5
115	102	101	...	3	2	1

透明性の確保

条例の公表、議会の議決

条例は、出来上がるまでの流れの中で、審議会等やパブリックコメントによりその内容を公表しており、また、議会の公正で透明な審議を経ています。

検証(3) 市政運営の基本原則に適合しているか

③ 効果的で効率的であること

効果的で効率的な事務の執行

弁護士職員の配置によるサポート

明石市では現在、8名の弁護士職員を各局に配置し、条例づくりのほか、既にある法令に基づく事務の運用をサポートしています。

【弁護士職員の配置状況】（R6年度）

政策局	総務局	福祉局	こども局	教育委員会
1人	1人	2人	2人	2人

市民の方との訴訟トラブルを未然に防ぐためには、あらかじめ、市の職員が正しく法律(条例)を解釈して事務を行うこと(予防法務)が大切です。



検証(3) 市政運営の基本原則に適合しているか

③ 効果的で効率的であること

効果的で効率的な事務の執行

弁護士職員の
法務サポート

市職員全体の法務能力・法的なものの考え方の向上

市民目線による効果的な
政策法務の活用 (P12. P13参照)

(法務サポートの内容)

庁内法律相談	相談件数 (H30～R4の年間平均件数)	年1,250件 1日当たり約6件
	主な相談内容	・市が行う行為の違法性チェック ・法令(条例)の解釈サポート
職員への法務研修	研修回数	年4回以上
	主な研修の内容	次ページのとおり
争訟対応	対応件数 (H30～R4の年間平均件数)	年20件
	主な業務内容	・裁判所への出廷 ・訴状など裁判手続に要する書面の確認

(参考) 従来の外部顧問弁護士の活用による法律相談件数と争訟対応件数

法律相談 * H9～H23までの年間平均件数

年29件

争訟対応 * H9～H23までの年間平均件数

年6件

従来に比べてスムーズな相談ができ、職員が適切な法理解のもとで業務に取り組んでいます。

検証(3) 市政運営の基本原則に適合しているか

③ 効果的で効率的であること

効果的で効率的な事務の執行

職員の法務能力養成に向けた取組

R5年度より、従来の法務研修のあり方を見直し、弁護士職員が講師となり、実務に直結した事例演習等を盛り込んだ新たな研修を導入しています。

研修対象	研修内容	研修の目的
入庁1年目 【基礎の習得】	・スタートアップ研修Ⅰ（法的なものの考え方） ・スタートアップ研修Ⅱ（地方自治法） ・スタートアップ研修Ⅲ（法令基礎）	基礎的な法務能力の養成を図る。
入庁2年目 【知識を深める】	・科目別法務研修 ※2024年度まで （憲法／民法／行政法／刑法／コンプライアンス） ・基礎法務研修 ※2025年度以降 （実務に深く関わる重点項目を5科目程度）	基礎知識を深めるだけでなく、法的な考え方について学ぶ。
入庁3年目 【知識の活用】	・応用法務研修 （行政手続法／地方公務員法等8科目から 3科目を選択して受講）	業務の中で直面する事例や、全国的に問題となった事例等を取り上げ、実務的、実践的な法務能力の向上を図る。
入庁4年目以降 【公募型研修】	・それぞれの部局の業務に直結した事例を取り上げ、法的な考え方や取扱いを考える講義や事例検討を織り交ぜた研修（著作権講座等）	入庁4年目以降の職員（管理職も含む）にも、実務に即した法務を学ぶ場を設ける。

検証(3) 市政運営の基本原則に適合しているか

③ 効果的で効率的であること

効果的な条例づくり

【事例1】 明石の海域の水上オートバイの危険運転が問題に



明石市水上オートバイ等の 安全な利用の促進に関する条例を制定 (R4. 3. 30制定)

遊泳者安全区域を指定し、
その区域内で水上オートバイ等の
危険運転を行った者に対する罰則を規定

6か月以下の懲役
又は
50万円以下の罰金



明石海域の危険運転が激減！

- 年間約20件あった危険運転の通報件数がR 5以降0件に！
- R 3に3件あった水上オートバイによる衝突事故は、R 4以降0件！

● 遊泳者の安全と水上オートバイの運転マナーの向上につながっています。

検証(3) 市政運営の基本原則に適合しているか

③ 効果的で効率的であること

効果的な条例づくり

【事例2】 市内の主要漁港でプレジャーボートの無秩序な係留が問題に
(漁船の出入りの際に危険で漁業活動に支障)



明石市漁港管理条例の改正 (R6.4.1改正)

プレジャーボートの
重点放置等禁止区域、
放置等禁止区域を指定



80隻あったプレジャーボートの不法係留は0に！

- 重点放置等禁止区域内のプレジャーボートは、R 7年3月までに移動または処分
- 一部のプレジャーボートは、時限的な許可を受けて係留しますが、R10年3月までには移動又は処分予定



健全な漁業活動の保全につながっています。

検証(3)市政運営の基本原則に適合しているか

④ PDCAサイクルのもとで、政策条例の評価・見直しを行うこと

制定した条例は、事務の運用状況や社会情勢の推移を踏まえて、評価・見直しを行っています。



検証(3)市政運営の基本原則に適合しているか

④ PDCAサイクルのもとで、政策条例の評価・見直しを行うこと

【事例】明石市新型コロナウイルス感染症の患者等に対する支援及び差別禁止に関する条例の場合

制定当初(R3.3.29制定)

コロナに感染したことを理由とした差別的取扱いを禁止

コロナワクチン接種がスタート(R3.5.31)

コロナワクチン接種の実施に当たり、条例の評価・見直し

改正後(R3.10.1施行)

コロナに感染したこと及びワクチン接種を受けていないことを理由とした差別的取扱いを禁止

全国的なワクチン未接種者に対する差別
(接種の強要や、未接種を理由としたいじめ等)が社会問題化

その他、安心してワクチン接種を受けることができるための
環境の整備などを規定

● 社会情勢の変化を捉え、条例の評価・見直しを行っています。